

## 「職員の期末手当等に関する報告(意見)及び勧告」に対する声明

1. 埼玉県人事委員会は本日、知事と県議会議長に対して、「職員の期末手当等に関する 報告(意見)及び勧告」(以下「勧告」)を行った。「勧告」では、「平成21年6月期」の期末・勤勉手当の支給割合を0.2月(約1割)を暫定的に凍結「凍結分に相当する期末・勤勉手当の取扱いについては、5月から実施している職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえ、今後、必要な措置を勧告」と事実上の削減勧告を行った。
2. 「勧告」は、私たちの反対を押し切って実施した4月24日から5月12日までの異 例な民間調査の分析をよりどころとしている。しかし、よりどころとした調査は、郵送 形式という方法、256企業という調査数に対して調査完了率82%の210の集計企 業という問題、夏季一時金決定済み企業はわずか32社(14.7%)ということから 考えるならば、一時金を削減するねらいをもった、先に結論ありきの形式的調査である。 まったく納得できるものではない。
3. 公務労働者の賃金は、労働基本権が制約されているもとの、その代償措置としての人 事委員会勧告制度によって、毎年5月から精緻な民間給与等の実態調査が行われ、その 結果に準拠して決定されている。一時金については、前年の冬と当年度の夏における民 間支給実態を調査したうえで勧告に反映される。したがって、春闘結果は精緻な調査に もとづき秋に勧告されるものであり、それが労働基本権制約の中での賃金決定のルール である。にもかかわらず、そのルールを踏みにじり、あえて「勧告」を行った県人事委 員会に対して強く抗議する。
4. この間、人事委員会は情勢適応の原則を理由として異例な特別調査を行い、本日の勧 告に結びつけた。そもそもの発端は与党の一時金引き下げの動きという政治的圧力によ るものである。また、政府・総務省が各県人事委員会等に国の取扱を基本として対応す るように求める圧力をかけた。地公労共闘会議は人事委員会に良識ある判断を求め続け たが、人事委員会は圧力に屈し、良識ある主体的な判断を行わなかった。人事委員会は 労働基本権制約の代償機関、中立機関としての役割を放棄したにも等しいと言わざるを えない。
5. 今、全国でたたかわれている2009春闘では、中小企業のほとんどがまだ賃金闘争 の最中である。公務員の支給率を参考にしてしている民間企業も少なくない。こうした中で 公務員の夏季一時金の削減が強行されるならば、中小企業における夏季一時金闘争は大 きな打撃を受ける。最低賃金の改定作業にも重大な影響を与えることとなる。そのうえ、 経済全般の消費不況をより深刻にするであろう。消費不況に追い込んだ経済政策の失政 にこそ責任があり、その責任を労働者に押しつけることは許されない。公務労働者の一 時金削減で切り抜けようとするのは、明らかな処方箋違いである。
6. 地公労共闘会議は、「勧告」を受けて県当局との交渉を行っていく。交渉結果は、県 内の公務・公共関連の労働者はもちろん、民間労働者にも大きな影響を及ぼすこととな る。地公労共闘会議は、すべての労働者の賃金・労働条件の改善をめざし、全力を挙げ て一時金削減反対にとりくむ決意を表明する。

2009年5月15日

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議(埼玉県高等学校教職員組合、埼玉県教職員組合、埼玉県職員組合)